

おおさか維新の会・憲法改正原案①

教育無償化

1. 学校教育の無償化

現行憲法の「義務教育の無償」を拡充し、「法律に定める学校における教育」はすべて「公の性質」を有するものであり、幼児期の教育から高等教育に至るまで、法律の定めるところにより、無償とするものとする。

2. 教育の機会均等の明確化

国民の教育を受ける権利に関し、経済的理由によってその機会を奪われない旨を明確にする。

〔教育を受ける権利、教育の義務及び学校教育の無償〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その適性に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有し、経済的理由によつて教育を受ける機会を奪われない。

※1 一項の「能力に応じて、ひとしく」とは、「(教育を受ける)に足りる精神的、身体的能力がある限り」その「機会」は均等であるべき」と解釈されているところであるが、「経済的能力(経済格差)」が読み込まれてしまう」とも排除できないのではないかとの指摘(平成二十八年三月九日衆議院文部科学委員会における伊東議員発言参照)を踏まえ、「適性」としてみた(広辞苑によれば「適性」とは「性質がそのこと適している」と。また、その性質」と、大辞林によれば「あることに適している性質や能力。また、そのような素質・性格」とされている。)。

※2 一項の後半部分に、経済的理由に影響される」となく教育の機会均等が確保されなければならないというおおさか維新の会の無償化政策の趣旨を踏まえ、教育の機会均等について具体化する文言を追加した。

なお、「この追加した文言により、同項の「能力」が「経済的能力」を含むものではない」とが明らかになると解する」ともできるか。「」の場合、前半部分の「能力」はそのまま維持する」とも可能となるか。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。

③ 法律に定める学校における教育は、すべて公の性質を有するものであり、

幼児期の教育から高等教育に至るまで、法律の定めるところにより、無償とする。

※1 「義務教育の無償」から「学校教育の無償」へと無償措置の対象が拡大する」とから、新たに項を新設して規定する」ととした。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。
(新設)

※2 無償措置の対象を、「公の性質」を有するところの「法律に定める学校における教育」としている。

なお、現行の教育法体系における「法律に定める学校」とは、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・大学など(学校教育法一条。いわゆる「一條校」)及び幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律二条七項)とされているところであるが、おおさか維新の会は、①「経済的理由によって体系的な教育を受ける機会を逸するようなことは、ゆめゆめあつてはならない」という強い決意の下、二十六条一項の改正を行つていること、②それを受けて、二十六条三項を新設し、幼児期の教育から高等教育に至るまでの心身の発達に応じて体系的・組織的に行われる教育は「公の性質」を有するものとして「法律に定める学校」とすべきとしていること、などに鑑みれば、新二十六条の下において、学校教育法をはじめとする教育法体系について抜本的な改正が行われることとなる。

※3 この点、特に問題となるのが「保育所(保育園)における保育」である。保育は、養護と教育が一体となって行われるものであり、おおさか維新の会は、保育所における教育についても幼稚園における教育と同様に憲法上の無償措置の対象とする必要があると考えている。三項において「幼児期の教育」という文言を採用したのは、「幼稚園・保育所」の双方で行われる教育を包括する趣旨であり(平成十八年六月八日衆議院教育基本法に関する特別委員会における馳文部科学副大臣答弁参照)、「これにより保育所における教育についても無償措置を講ずる」とが憲法上の要求であることを明確にした。その結果、この改正憲法の趣旨を踏まえた関係法の抜本的な改正が行われることとなる。

また、専門学校をはじめとする専修学校等についても、保育所と同様に、職業又は実際生活に必要な能力を育成する等、他の学校に類する体系的・組織的な教育を行つているものについては、無償措置の対象となり、当然に所要の法改正が行われることとなる。

※4 「法律の定めるところにより、無償とする」と規定することにより、無償措置につき、国の財政状況を勘案して、私立学校等に関する支援限度額等の導入も立法政策として許容する」とを示した。この点、立法政策として支援限度額等

の導入を許容することにより無償措置が現在よりも後退するおそれがあるのではないか、との批判も想定される。しかし、新設する三項において「法律に定める学校における教育は、すべて公の性質を有する」旨を宣言したところであり、少なくとも、無償措置を現状より後退させることはない、とするのがこの改正の趣旨である。

※5 なお、私立学校を無償措置の対象とすることに伴い、憲法八十九条の整理も必要となるか。

【参考条文】

○日本国憲法 抄

〔公の財産の用途制限〕

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを出し、又はその利用に供してはならない。

○教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）抄

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。
2 地位及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならぬ。
3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

（学校教育）
第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、國、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができます。
2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならぬ。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

○旧教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）抄

第三条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応じる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて就学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第六条（学校教育） 法律に定める学校は、公の性質を持つものであつて、國又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
② 略

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）抄 ※条文は、平成二十八年四月一日以降のもの。

〔学校の範囲〕

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

おおさか維新の会 憲法改正原案②

統治機構改革（地域主権関係）

第8章 地域主権

92条

二層制（道州制）：自治体は、基礎自治体及び道州とする

原則

93条

地域主権の本旨：

- ①住民自治・団体自治（1項） ②役割分担〔補完性の原則〕（2項）

組織

作用

94条

	道州	基礎自治体
具体的な組織・運営	その自治体の条例（1項）	
種類・区域その他の基本事項	（法律）	道州条例（2項）

96条

○一般的権限・条例制定権（1項）

○法律に優位する道州条例（優先条例）（2項）

※通常の上乗せ・横出し条例
(道州条例・基礎自治体条例)
=従前どおりの解釋

95条

道州・基礎自治体

- 議会の設置（1項） → ○直接公選（3項）
○長の設置（2項） ○選挙権の国籍条項

97条

道州 基礎自治体

課税自主権（1項）

道州相互間での財政調整（2項） 道州内での財政調整（2項）

98条

紛争処理（憲法裁判所）

[※ 検討事項：上院を地域代表として構成]

参考：現行憲法の構造（地方自治関係）

第8章 地方自治

92条

地方自治の本旨 (内容への言及なし)

原則

組織

作用

94条

○一般的権限・条例制定権

93条

地方公共団体

○議会の設置 → ○長・議員の
(1項) 直接公選 (2項)

95条

地方自治特別法

第八章 地域主権

※ 「地域主権」…「地方」では格下という印象を与え、また「地方」という言葉の意味も使われる場面により様々であるとの意見を踏まえ、「地域」という文言を用いた。また、国から権限を分け与えられるという意味の「分権」ではなく、国と対等・協力の関係に立つ統治の主体であるという趣旨から、「主権」という文言をあえて用いている。

〔二層制〕

第九十二条 自治体は、基礎自治体及びこれを包括する広域自治体としての道州とする。

※1 「自治体」…住民の意思に基づく自律的な統治の主体であるとの趣旨を表す言葉として考案したもの。なお、「地域政府」といった表現もあり得るが、国における「政府」とは内閣とその統括の下にある行政機関を指すことが多いことに鑑みると、地方議会(大幅な条例制定権を付与された「立法機関」として位置付けられる。)も含めた自治体の統治機構全体を指す言葉として適切か、との批判もあり得ることから、単に「自治体」とした。

※2 本条は、道州と基礎自治体の一層制を規定している。自治体の組織に関する総則的な規定として、冒頭に置いた。

道州について、「基礎自治体を包括する広域自治体」と定義することにより、その実体要件の根幹を規定した。地方自治に関する憲法の規定は、自治権確保の観点から国の立法権を制約する」と「その意味があると考えられるところ、以下の規定が現行憲法よりも詳細になつてゐることと併せて、今後の具体的立法の方向付けを行つてゐる。

第八章 地方自治

〔地域主権の本旨〕

第九十三条 自治体の組織及び運営については、地域における立法及び行政が住民の意思に基づいて行われるとの**住民自治**の原則及び国から独立した団体自らの意思と責任の下でなされるとの**団体自治**の原則を旨とする。

※ 従来「地方自治の本旨」の内容とされてきた「**住民自治**」と「**団体自治**」を規定するもの。本改正原案では、これら2つの原則に、次項で規定する**補完性**の原則に基づく「役割分担」を加えた3つの原則を「**地域主権の本旨**」と定義している(九十四条一項参照)。

(2) 国、道州及び基礎自治体の役割分担は、住民に身近な行政ができる限り身近な主体が担うとの**補完性の原則**に基づくものとする。国は、国家としての存立に関わる事務その他の国が本来果たすべき役割を担うものとし、それ以外の事務は自治体が担うこととする。

※1 国、道州、基礎自治体の役割分担を規定したもの。前段では「**補完性の原則**」を規定しており、「これにより、基礎自治体にできる」とは基礎自治体に、道州にできる」とは道州に、という考え方を明らかにしている。

※2 後段は、前段の補完性の原則を受けて、特に国と自治体の間での役割分担を具体的に規定したもの。

現行の法律、すなわち、第一次地方分権改革(平成十二年)で導入された地方自治法一条の二では、国の役割として、①国家としての存立に関わる事務、②「①」全国的に統一して定める国民の諸活動や「②」地方自治に関する基本的な準則、③全国的規模で行う施策や事業の実施、の三類型を例示しているが、本憲法改正原案では、①のみに限定して例示したこととした。これは、②や③を掲げると、それが国の役割を拡大する根拠として利用され、結局現状追認になるのではないか、との危惧を払拭するためである。

なお、「國家としての存立に関わる事務」は例示であり、それ以外にも国の役割とされる事項はあり得るが、本改正原案では、それは、①と同程度に国が行

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

(新設)

う必要性が高いものに限定され、具体的には、「国家戦略に係る基本計画」の企画立案のようなものを想定している。この場合においても、「国家戦略に係る基本計画」は国が担当するが、「これに基づく事業の実施そのものは、道州に委ねられる」ととなる。

※3 「補完性の原則に基づく役割分担を規定したことにより、自治体の役割に属する事項については、国の法令では、自治体を事細かに縛る」とは許されず、基本的な準則を定めることとなると解される。同時に、後に見る九十六条二項により、道州所管事項については、法律に優先する道州条例を制定することができる」ととなる。これらにより、自治体の立法権の飛躍的な拡大を図る趣旨である(九十六条二項の注も参照。)。

〔自治体の組織及び運営〕

第九十四条 自治体の組織及び運営に関する事項は、前条の**地域主権の本旨**に基づき、その自治体の条例で定める。

② 道州内における基礎自治体の種類、区域その他の基本事項は、**地域主権の本旨**に基づき、道州条例で定める。

※ 一項は、自治体の組織運営は、その自治体自身が定めるとの原則を規定したものである。
ただし、道州内での基礎自治体の区域などは、当該基礎自治体に任せていっては決着しない場合も考えられるため、その種類(市・町・村等の別)や名称などと併せて、道州条例で定める」としている。
なお、道州の名称、区域等については、事柄の性質上、国の法律で定める」となる。

〔議会及び知事その他の長・直接公選〕

第九十五条 自治体には、その条例その他重要事項を議決する立法機関として、議会を設置する。

※ 条例制定権の拡大に伴い、地方議会を、「立法機関」と位置付けて、四十一条で

(新設)

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関

国会を「國の唯一の立法機關」と位置付けていたこととの関係を整理する」ととした。

② 自治体には、その自治体を代表する執行機関として、道州にあつては知事を、基礎自治体にあつては長を設置する。

※ 道州に置かれる執行機関については、知事という名称も含めて憲法上規定している。他方、基礎自治体に置かれる執行機関については単に「長」とし、具体的な名称については、道州条例に委ねることとした。

③ 自治体の議員、知事又は長及び自治体の条例で定めるその他の公務員は、その自治体の住民であつて日本国籍を有する者が、直接これを選舉する。

※ 議会と長の二元代表制を維持することとした。また、自治体の立法権が飛躍的に拡大することを受けて、その立法権を担う議員などを選ぶ選挙権は、国民主権原理に基づき日本国民のみが持つことを明確に規定した。

〔条例制定権等〕

第九十六条 自治体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、この憲法に特別の定めがある場合を除き、法律の範囲内で、条例を制定することができる。

※ 現行九十四条と同様、自治体の一般的権限を規定するもの。自治体の一般的権限については、文言上は現行九十四条と同じとしているが、他の条項の改正を受けて解釈されるものであるから、同じ文言を維持しているといつても、その内容は大幅に拡大された形で解釈されることとなる。また、条例の制定については、「法律の範囲内」の例外として「この憲法に特別の定めがある場合」を明示しており、本条二項がそれに該当する。

② 道州は、第九十三条第二項の規定により国が担う役割に係る事項以外の事項として法律で定める事項〔道州所管事項〕については、法律に優位し

(新設)

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

た条例「優先条例」を制定する」とができる。

※1 道州の役割とされた領域として法律で定めるもの（道州所管事項）については、法律に優位する道州条例（優先条例）を定めることができるようとした。九十三条二項（役割分担）を根拠とする「道州所管事項」の拡大と相まって、自治体の条例制定権の範囲を飛躍的に拡大させる根拠となり得るものと考えられる。

「道州所管事項」の範囲について法律で規定することとしているのは、九十三条の「地域主権の本旨」に鑑みて道州所管事項を極力拡大する方向性を明らかにする一方で、具体的な「道州所管事項」の範囲は「国権の最高機関」である国会の意思で定めることにより、日本国としての一体性の確保との調和を図ろうとする趣旨である。

※2 なお、従来の憲法解釈でも、条例が法令とは別の目的に基づく場合や、条例が法律と同一の目的に出たものであっても、国の法令が必ずしも全国一律に同一内容の規制を施す趣旨ではないと解されるときは、条例が法律と矛盾・抵触することはないとされている（徳島公安条例事件・最高裁大法廷昭和五十九年九月十日判決）。このような場合に「上乗せ」「横出し」が認められる点は、本項を規定した後も変わりがないのは当然である。

〔課税自主権・財政調整〕

第九十七条 自治体は、地域主権の本旨に基づき、その自治体の**地方税の賦課徴収に関する権限**を有する。

※ 道州の租税の賦課・徴収に関する権限を規定している。この規定と、九十三条二項で役割分担を規定したことにより、地方税について、国の法律は基本的な準則しか定められない」とになる。

「これらにより、課税に関する道州の自主的な判断を広く認め、地方税の在り方が法律で厳格かつ詳細に定められている現状を変える趣旨を強く出している。

(2) 自治体が地方税その他の自主的な財源ではその経費を賄えず、財政力に

（新設）

著しい不均衡が生ずる場合には、道州にあつては法律の定めるところにより道州相互間で、基礎自治体にあつては道州条例の定めるところによりその基礎自治体を包括する道州内で、財政調整を行うものとする。

※ 財政調整について規定している。道州については道州相互間の水平的財政調整

を、基礎自治体については道州内での(水平的又は垂直的)財政調整を規定している。

〔権限についての訴訟〕

第九十八条 国、道州及び基礎自治体の相互間における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟その他法律の権限に関する規定で定める」とを削除するものとする。

※ 国、道州、基礎自治体の権限に関する争いは、憲法裁判所で判断することを規定している。なお、具体的には憲法裁判所の権限に関する規定で定める」とを想定している。

(削る)

※ 地方自治特別法の住民投票について定める現行九十五条は、削ることとしている。昭和二十七年を最後に適用事例がないことや、改正後の憲法の下では自治体に関する国の法律の規律密度が低下するため、特定の自治体のみを取り上げてその組織、運営、権能について事細かに規定するような法律は想定しにくいと考えられるためである。

(新設)

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、「これを制定する」とができない。

* 国会に道州の意見を反映する仕組みとして、上院を地域代表の院として構成することについて検討する。

* 上院を地域代表の院として構成することと、①上院議員の選出方法、②上院の権限、③上院議員の「全国民の代表」としての性質にどのように影響する」とになるのか、今後検討する。

【参照条文】

○日本国憲法 抄

〔国会の地位〕

第四十一条 国会は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）抄

〔国及び地方公共団体が分担すべき役割〕

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

② 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に發揮されるようにしなければならない。

〔地方公共団体の法人格及び事務〕

第二条 ①～⑩ 略

⑪ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならぬ。

⑫ 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにならなければならない。この場合において、特別地方公共団体に関する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するよう、これを解釈し、及び運用しなければならない。

⑬～⑯ 略

〔条例〕

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

②～③ 略

おおさか維新の会・憲法改正原案③

憲法裁判所

1. 権限及び判決の効力

[権限]

- ① 憲法裁判所は、法令又は処分その他の行為が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する第一審にして終審の裁判所である。
- ② 憲法裁判所は、(1)法令の抽象的合憲性審査、(2)法令の具体的合憲性審査(司法裁判所からの移送を受けての審査)、(3)機関争訟(憲法により権限を定められた機関相互間の争訟)審査の権限を有する。

※ 直接に国民から訴えを受ける「憲法訴願」のような制度は設けない。



[効力]

- ① 憲法裁判所の判決において憲法に適合しないとされた法令又は処分その他の行為は、当該判決により定められた日に、効力を失う。
- ② 憲法裁判所の判決は、全ての公権力を拘束する。

2. 構成

- ① 憲法裁判所は、12人の裁判官でこれを構成するものとし、法律の定めるところにより、衆議院、参議院及び最高裁判所がそれぞれ4人ずつ任命する。
- ② 憲法裁判所の裁判官は、任期を6年とし、再任されることができない。

○ 日本国憲法改正原案新旧対照表（コメント及び参照条文付き）

改正原案

第五章の二 憲法裁判所

※ 憲法裁判所の章の位置については、憲法裁判所が、①通常裁判所の法律適用の前提となる違憲立法審査を行う機関である」と、②国会・内閣に類する政治的色彩を有する機関である」と、に鑑み、司法の章（六章）の前に置くことが適当ではないか。

〔憲法裁判所の権限〕

第七十五条の二 憲法裁判所は、次条から第七十五条の五までの規定による訴え又は移送された事件について、一切の法律、命令、条例、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する第一審にして終審の裁判所である。

※ 現行の憲法八十一條の一般的な解釈によれば、同条に列記されていない条例や条約についても、違憲審査の対象であるとされているが、第八章（地方自治）の抜本的改正に伴い、広範な立法権限を有する道州・基礎自治体が創設されることに鑑み、特に、「条例」は明記する」ととした（次条、七十五条の四及び七十五条の六において同じ。）。

（新設）

現行

（傍線部分は改正部分）

〔法令の抽象的合憲性審査〕

**第七十五条の三 内閣総理大臣又はいづれかの議院の総議員の四分の一以上の議員は、法律の定めるところにより、憲法裁判所に対し法律、命令、条例又は規則が憲法に適合するかしないかの確認の訴えを提起することがで
きる。**

※ 第八章（地方自治）の抜本的改正に伴い、広範な立法権限を有する道州・基礎自治体が創設される」とに鑑みると、特に道州については憲法裁判所に訴えを提起する方途を用意すべきであると考えられ、この場合、①道州自身が提訴権を有する、②両院の機構改革に伴って上院を地域代表の院として構成し、道州は上院を通じて訴えを提起する、という案があり得る。

〔法令の具体的合憲性審査（通常裁判所からの憲法判断の移送）〕

第七十五条の四 通常裁判所は、その係属している事件について、当該事件に適用しようとしている法律、命令、条例若しくは規則又は当該事件に係る処分が憲法に適合するかしないかの判断を求める必要があると認めるとときは、法律の定めるところにより、当事者からの申立てにより又は職権で、これを憲法裁判所に移送することができる。

※1 現行憲法の裁判所のことを「通常裁判所」と表記している。

※2 フランスと同様に、訴訟の当事者から法令の規定が憲法に違反する旨の主張がなされた場合には、通常裁判所は、①当該規定を審査することが不可欠である、②主張された憲法問題が重大なものである、③当該規定が以前に合憲であると判断されていない（事情変更の場合を除く）、の三要件を満たすか否かを検討した上で、憲法裁判所に移送する、といったイメージが想定される。

(新設)

〔機関相互間の争訟〕

第七十五条の五 前二条に定めるもののほか、憲法により権限を定められた機関は、法律の定めるところにより、その権限の存否又はその行使に関する紛争について、憲法裁判所に対し、訴えを提起することができる。

※1 典型的には、地域主権の章において規定するように（九十八条）、国、道州、基礎自治体の相互間において、権限の存否又はその行使に関して紛争が発生した場合、その争訟を憲法裁判所で処理することが挙げられる。

※2 具体的な争訟要件や手続は、法律で定めることとなる。

〔憲法裁判所の判決の効力〕

第七十五条の六 憲法裁判所の判決において憲法に適合しないとされた法律、命令、条例、規則又は处分は、当該判決により定められた日に、効力を失う。

② 憲法裁判所の判決は、すべての公権力を拘束する。

※ 憲法裁判所は、第一審にして終審の裁判所である」とから(七十五条の二)を参考照)、憲法裁判所の判決については、上訴することができない」となる。

〔憲法裁判所の構成〕

第七十五条の七 憲法裁判所は、十二人の裁判官でこれを構成し、法律の定めるところにより、衆議院、参議院及び最高裁判所がそれぞれ四人を任命する。

※1 憲法裁判所の裁判官の任命権者は各國「」とに異なるが、「」では、民主的な正統性を付与するとともに過度に党派性を帯びないようにするという理由により、衆議院、参議院及び最高裁判所としている(議院内閣制の下、内閣まで任命主体とすると、過度に与党に有利になるため、内閣は外してある)。

※2 また、衆議院及び参議院が任命を行う場合に、過度に与党の意向が反映さ

(新設)

(新設)

(新設)

れることを防止するために、「出席議員の三分の一以上の多数」による議決を要することとも考えられるが、この場合、これを憲法レベルで規定する方法と法律レベルで規定する方法とがあり、右の案では、この議決要件を法律のレベルで規定することとしてある。

- ② 憲法裁判所の裁判官は、識見が高く、かつ、法律の素養のある者の中から任命されなければならない。

- ③ 憲法裁判所の長たる裁判官は、憲法裁判所の裁判官が互選した者について、天皇が任命する。

- ④ 憲法裁判所の裁判官は、任期を六年とし、再任されることができない。

※ なお、改正憲法の施行時（憲法裁判所発足時）の裁判官については、任期三年の裁判官が六人、任期六年の裁判官が六人として、衆・参・裁がそれぞれ二名ずつ任命し、一回目の任命からは、フルサイズの任期（六年）で回していくことを想定している（経過措置で規定）。また、欠員が生じた場合にこれを補充するに当たっては、当該欠員に係る裁判官の任命主体（衆・参・裁）が後任を任命し、その任期は六年とすることが想定される。

〔裁判官の身分の保障〕

- 第七十五条の八** すべて憲法裁判所の裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

- ② 憲法裁判所の裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができるないと決定された場合は、公の弾劾によらなければ罷免されない。憲法裁判所の裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことはできない。

〔裁判の公開〕

- 第七十五条の九** 憲法裁判所の裁判は、法律の定めるところにより、公開法廷でこれを行う。

（新設）
（新設）

（新設） 参照・現行憲法 第七十六条（第一項・第二項 略）

- ③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

- 第七十八条** 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合は、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

（新設） 参照・現行憲法

- 第八十二条** 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

〔憲法裁判所の規則制定権〕

第七十五条の十 憲法裁判所は、第七十五条の三から第七十五条の五までの規定による訴え又は移送された事件に係る訴訟に関する手続並びに憲法裁判所の内部規律及び事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

【その他】

※1 右の各条項において、明示的に法律への委任規定を置いていない事項についても、施行細則に属するような事項に関しては、法律で細目的な手続規定を定めることは、当然に可能である。

※2 なお、憲法裁判所を設けることにより、八十二条(違憲立法審査権)をはじめとする司法の章(六章)の規定については、所要の整理が行われることとなる。

【参照条文】

○日本国憲法 抄

第六章 司法

〔司法権の機関と裁判官の職務上の独立〕

第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
③ すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

〔最高裁判所の規則制定権〕

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

② 檢察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。
③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

〔裁判官の身分の保障〕

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

(新設) 参照・現行憲法

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

〔最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査〕

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

④ ⑤ ⑥ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔下級裁判所の裁判官〕

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔最高裁判所の法令審査権〕

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

〔対審及び判決の公開〕

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。